

## 【再掲】形成外科領域指導医制度 形成外科領域指導医及び分野指導医 認定審査についての手引き

日本形成外科学会は、日本形成外科学会形成外科領域指導医制度および同制度細則にもとづき、分野指導医及び形成外科領域指導医認定審査を下記の要領で実施いたします。

なお、2023年3月までは複数の分野指導医を取得していなくても、専門医（学会専門医・機構専門医問わず）を1回以上更新していれば、指導医として承認されますので、本年の申請は義務ではありません。

指導医資格が必要な場合、上記条件を満たしつつ2023年4月1日までに取得をしていればよい為、2022年度第2回の審査までに申請を行っていただければ問題ございません。

形成外科領域指導医を申請するには複数の分野指導医が必要になります。そのうち、関連学会の専門医資格を分野指導医として取得を希望する際には、申請・審査の必要がありますのでご注意ください。（指導医申請と同時に申請が可能です）

指導医申請は指導医申請資格（機構専門医で1回以上更新し、分野指導医を複数取得）を満たしている場合のみ申請が可能です

### 形成外科領域指導医資格

【条件】※下記条件を有していても、申請及び承認をされなければ、**暫定期間後（2023年4月～）は指導医として標榜できませんのでご注意ください。**  
**但し、暫定期間内（～2023年3月）までは専門医（学会専門医・機構専門医問わず）を1回以上更新していれば、申請をしていなくとも指導医として承認されます。**

- ①形成外科専門医を1回以上更新している  
→但し、2023年4月1日時点で【日本専門医機構形成外科領域専門医】として更新していること
- ②分野指導医・特定分野指導医のうちから複数の【分野指導医】資格を持つ  
→2023年3月31日までは上記①の条件のみで指導医として承認される  
→2023年4月1日以降は複数の分野指導医を取得していること

#### 【特定分野指導医】

- (1) 皮膚腫瘍外科分野指導医
- (2) 小児形成外科分野指導医

#### 【分野指導医】

- (1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- (2) 日本美容外科学会(JSAPS)（美容外科分野指導医）
- (3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- (4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- (5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）



## 形成外科領域指導医

### 1-1. 形成外科領域指導医審査申請者の資格

指導医審査申請者の資格は、日本形成外科学会形成外科領域指導医制度細則第4章、第10条の申請資格を有した者です。

### 1-2. 形成外科領域指導医認定審査提出書類

- 1) 形成外科領域指導医認定申請書
- 2) 日本国医師免許証（コピー）
- 3) 形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 4) 認定審査料振込の領収書（コピー）
- 5) 特定分野指導医認定証あるいは分野指導医認定対象となる学会の専門医証（コピー）

※下記から2種類以上の提出が必要

#### 特定分野指導医

- 1) 皮膚腫瘍外科分野指導医
- 2) 小児形成外科分野指導医

#### 分野指導医認定

- 1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- 2) 日本美容外科学会(JSAPS)（美容外科分野指導医）  
(JSAPSの「教育専門医」でも申請が可能)
- 3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- 4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- 5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）

### 1-3. 形成外科領域指導医認定審査登録料

10,000円を所定の口座にお振り込み下さい。なお、既納の審査料は返還しません。

### 1-4. 形成外科領域指導医書類提出期間

毎年【第1回】4月1日～5月15日（消印有効）

【第2回】10月1日～11月15日（消印有効）を提出期間とします。

### 1-5. 形成外科領域指導医認定審査の実施時期

第1回審査会は6月末日、第2回審査会は12月末日までに実施いたします。

第1回審査会合格者の指導医取得日は10月1日、第2回審査会合格者の指導医取得日は明年4月1日とします。

第1回審査会申請者は専門医更新審査済みの方を対象としますが、第2回審査会申請者はその年度の更新対象者も申請可能です。

つまり、2018年度12月の審査においては、2019年3月31日付け専門医更新期限の方（2018年度更新申請者）も対象となります。但し、2018年度更新対象者の方で指導医審査を合格しても、専門医更新審査に合格しなかった方は指導医審査も不合格となりますので、ご承知おきください。

## 1-6. 形成外科領域指導医認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、指導医認定委員会が理事長に報告した後、申請者に通知します。指導医登録原簿に登録のうえ、認定証は追って本人に送付します。

### **分野指導医** \*個別の分野指導医登録希望者のみ

#### 2-1. 分野指導医審査申請者の資格

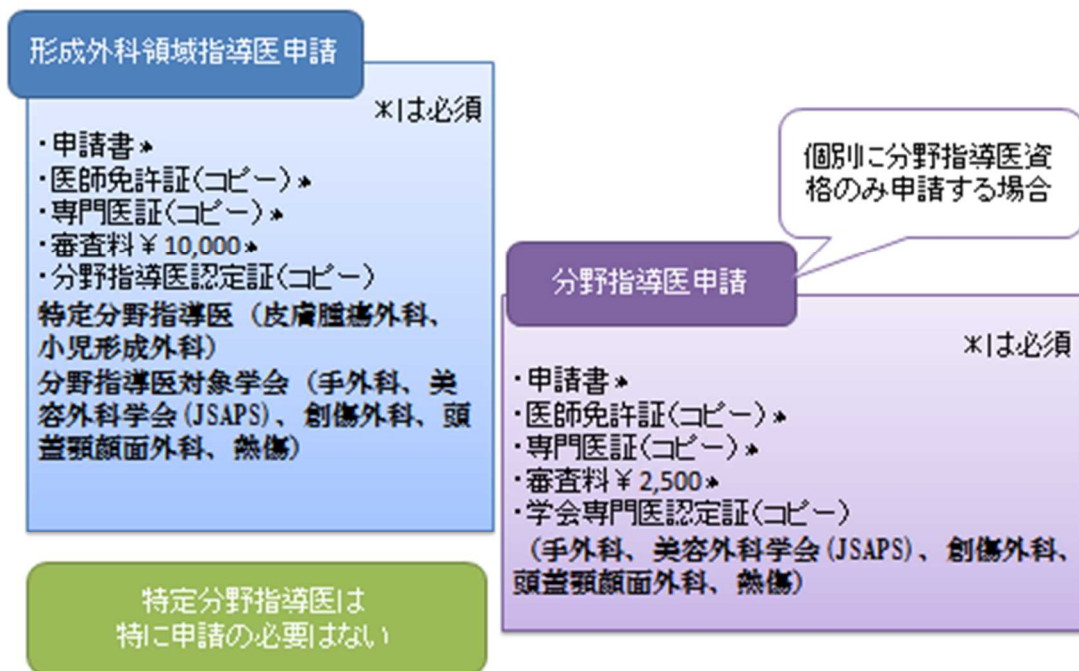
分野指導医審査申請者の資格は、日本形成外科学会形成外科領域指導医制度細則第3章、第8条の申請資格を有した者です。

#### 2-2. 分野指導医認定審査提出書類

個別に分野指導医の資格申請だけ行う場合は、下記の書類を提出して下さい。

- 1) 分野指導医認定申請書
- 2) 日本国医師免許証 (コピー)
- 3) 形成外科領域専門医認定証 (暫定期間においては日本形成外科学会専門医認定証)  
(コピー)
- 4) 上記2. で示した学会の専門医認定証 (コピー)
- 5) 認定審査料振込の領収書 (コピー)

分野指導医認定審査登録料は2,500円とし、書類提出期間及び審査実施時期は前述の形成外科領域指導医の時期に準じます。



### 3. 審査書類

日本形成外科学会形成外科領域指導医制度細則および同制度細則にもとづき、以上の認定審査用書類は日本形成外科学会ホームページに掲載されています。書類をダウンロードし、ご使用下さい。

<http://www.jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html>

### 4. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は、簡易書留、レターパックなど、引受け及び配達記録が残る方法にて委員会へ送付して下さい。

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9階

日本形成外科学会 指導専門医認定委員会 宛

※振込みは郵便局備え付けの用紙をご使用下さい。

郵便振替口座：00140-8-51198

加入者名：日本形成外科学会 認定医認定委員会

ゆうちょ銀行 〇一九店(セポイキョウ店) 当座 0051198

通信欄には「指導医認定審査料として」を記載下さい。

### 5. 注意事項

- 1) 学会ホームページよりダウンロードした書類を作成して下さい。
- 2) 年号の記載は西暦を用いて下さい。
- 3) 分野指導医に関しては、認定対象となった学会の専門医資格の更新に合わせて、すみやかに本学会に資格更新報告書を提出する必要があります。
- 4) 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、指導医認定委員会が調査、確認し理事長に報告します。理事長は理事会の承認を経て指導医の資格の停止および取り消しを行い、指導医登録原簿よりその名を削除し、指導医認定証を返却させ、この旨を公示します。
  - (1) 認定につき過誤があった者
  - (2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員、特別会員はその限りでない
  - (3) 分野指導医認定対象となった学会の専門医資格を返上、あるいは更新しなかった者
  - (4) 特定分野指導医については所定の更新手続きを行わなかった者
  - (5) 形成外科領域指導医については上記(3)により形成外科指導医としての要件を欠くに至った者
  - (6) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者
- 5) 指導医の資格を停止されたものが、再び指導医の資格を取得するには、再度初回認定と同様の方法で認定します。
- 6) 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には理事長に申請して下さい。理事会はそれを審議し、理事長はその結果を申請者に通知します。再発行を許可された者は所定の再発行料を支払い、そののち理事長は認定証を交付します。
- 7) 申請について、指導医申請を行った場合、分野指導医申請も含んでの申請になります。

す。

例：皮膚腫瘍外科分野指導医と創傷外科分野指導医の条件で指導医申請

→創傷外科分野指導医の登録と形成外科領域指導医の登録がされる

→費用は10,000円

指導医資格は不要だが、美容外科分野指導医資格のみ必要

→美容外科（JSAPS）専門医証を提出し、美容外科分野指導医の登録がされる

→費用は2,500円

また、それぞれの分野指導医資格は各分野の専門医証の有効期間中適用されますので、各分野での専門医更新を行った場合、速やかに分野指導医の更新も行うようにしてください。

## 16. 問い合わせ先

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

日本形成外科学会 指導医認定委員会

e-mail: jsprs-office01@shunkosha.com FAX: 03-5291-2176

お問い合わせは、e-mail もしくはFax をお願いいたします。